現行の使用料体系

現行の使用料体系は、

料金表(単位・円、1か月あたり、税抜)

料金区分	水量区分			
基本料金	1m²~10m³	700		
超過料金(1㎡あたり)	11 m³~30 m³	110		
	31㎡~50㎡	120		
	51㎡~100㎡	130		
	101㎡~200㎡	140		
	201㎡~500㎡	150		
	501m²~1,000m³	160		
	1,001 m³∼	170		

基本料金と超過料金(従量)を組み合わせた二部使用料制です。

使用料早見表(単位・円、1か月あたり、税抜)

水量	料金	水量	料金	
8m³	700	70 m³	7,900	
9 m³	700	80 m³	9,200	
10 m³	700	90 m³	10,500	
17 m³	1,470	100 m³	11,800	
20 m³	1,800	200 m³	25,800	
30 m³	2,900	300 m³	40,800	
40 m³	4,100	400 m³	55,800	
50 m³	5,300	500 m³	70,800	
60 m³	6,600	例)2	k量 2 0 ㎡	

の場合

基本料金700円+超過料金1,100円=1,800円 (超過料金110円×10m³=1, 100円)

現行の使用料体系(自家水)

自家水(井戸水)の使用水量は世帯の構成人数に応じて認定します 自家水(井戸水)の水量認定方法

1世帯の人数	1人当たりの水量・1か月
4人まで	8 m³
5人目~	4 m³

例)6人家族で自家水のみ利用の場合 ⇒ 4 人×8㎡+2人×4㎡=40㎡

※上水道と自家水を併用している家庭の場合は上水使用量と自家水の認定水量のうち、 多い方を使用水量とみなします。

現行の使用料体系(浴場汚水)

浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条第4項の規定により埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものから排出された汚水をいいます。

(いわゆるスーパー銭湯などは該当しません。)

- ○1㎡あたり30円
- ※ 桶川市では、過去から現在まで下水道を使用した浴場はありません。 そのため、浴場汚水の使用料は据え置きとします。

【参考】浄化槽と公共下水道

浄化槽年間維持管理費と公共下水道年間使用料の比較

合併浄化槽(一般住宅)の年間維持管理費 清掃料(年1回)、保守点検(年3回)、法定点検(年1回)、 ブロア電気料(浄化槽の中へ空気を送る)などの経費 年間約5万円~7万円(環境省の例示では5万9千円)

公共下水道の年間使用料 3,350円/20㎡・1か月の場合 年間40,200円

(桶川市の一般世帯(平均2.2人)の1か月平均使用水量は、約17㎡)

※ 使用料の適正化を行ってもなお、浄化槽に係る費用を下回ります。

桶川市の下水道使用動向

令和3年度 水量区分別の年間延べ件数・排水量・負担額の内訳(単位:%)

水量区分	件数(件)	比率	排水量(m³)	比率	負担額(円)	比率
1 m³∼8 m³	67,020	22.19%	325,165	5.51%	51,605,400	8.56%
9 m³	9,809	3.25%	90,794	1.54%	4,638,143	0.77%
10m³	10,842	3.59%	100,348	1.70%	5,126,157	0.85%
11m³∼30m³	181,851	60.24%	3,430,555	58.08%	304,620,650	50.52%
31 m³∼50 m³	27,900	9.24%	1,009,356	17.09%	101,592,720	16.85%
51m ² ~100m ³	3,150	1.04%	197,440	3.34%	21,887,200	3.63%
101m³~200m³	527	0.17%	72,520	1.23%	8,993,400	1.49%
201 m ² ~ 500 m ³	588	0.19%	178,700	3.03%	24,335,400	4.04%
501 m ² ~ 1,000 m ³	134	0.04%	96,742	1.64%	14,245,920	2.36%
1,001 m³ ~	146	0.05%	404,077	6.84%	65,889,890	10.93%
計	301,967	100.00%	5,905,697	100.00%	602,934,880	100.00%

- 〇件数は100 m^{$^{\prime}$}/月までの利用者で全体の99.55%となっています。
- ○101㎡以上の利用者は、件数は1%未満ですが、負担額は18.82%を占めています。
- ○一般世帯(平均2.2人)の1か月あたりの平均使用水量は17㎡。
- ○単身世帯の1か月あたりの平均使用水量は7.7㎡。